

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-⑧)

政策 ^(※1) 名	政策8:電子自治体の推進				担当部局課室名	自治行政局(住民制度課デジタル基盤推進室、地域政策課地域情報化企画室)			作成責任者名	自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室長 奥田 隆則 自治行政局地域政策課地域情報化企画室長 小牧 兼太郎	
政策の概要	国民の利便性向上や行政の効率化等を図るため、行政手続のオンライン化の推進等に取り組み、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、行政手続のオンライン化を進める。								分野【政策体系上の位置付け】	電子自治体	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指す。 [中間アウトカム]:自治体が担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる。 ・デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図ることで、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていく。								政策評価実施予定時期	令和7年8月	
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
				基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)					
						令和4年度	令和5年度	令和6年度			
地方公共団体の情報化を推進し、便利な行政サービスを提供し、効率的な電子自治体を実現すること	地方行税政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施	1	地方行税政統計システム利用課室からの新規要望への対応率 <アウトプット指標>	地方行税政統計システム利用課室からの新規要望への対応率:令和3年度100% (46/46) ※数値は累計	令和3年度	地方行税政統計システム利用課室からの新規要望への対応率:100%	令和7年度	対応率100%			地方行税政に関する基礎データベースを確保することが重要となっている現状を踏まえ、総務省内の各課室における地方行税政の施策に係る基礎データの収集・分析を行い、各種施策の立案等に資する統計データの作成等を行っており、制度改正等に伴う帳票変更等の各課室からの新規要望に対して、着実に実施するため指標として設定
自治体の行政手続のオンライン化を実現すること	地方公共団体へのフォローアップ調査・集計・ヒアリング	②	地方公共団体における「特に国民の利便性向上に資する手続き(31手続)」のうち、市区町村対象27手続のオンライン化率 ※ 31手続のうち、4手続(自動車保有関係)については、国が提供するワンストップサービスに含まれており、各都道府県がオンライン化を進める手続ではないため除外	地方公共団体における「特に国民の利便性向上に資する手続き(31手続)」のうち、市区町村対象27手続のオンライン化率:—(令和4年度末に公表予定)	— (令和4年度末に公表予定)	地方公共団体における「特に国民の利便性向上に資する手続き(31手続)」のうち、市区町村対象27手続のオンライン化率:100%	令和4年度末	令和4年度末までにオンライン化率(27手続):100%			「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、自治体におけるデジタル・ガバメントの推進には、エンドトゥエンドでデジタル化の取組を徹底することが必要であり、行政手続のオンライン化の推進等に取り組むこととされている。これを踏まえ、総務省では、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和4年度末を目指し行政手続のオンライン化を進めるための指標として設定

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和4年度行政事業 レビュー事業番号
		令和2年度	令和3年度	令和4年度			
(1)	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策経費(平成15年度)		※5		—	※5	0030
(2)	地方行政情報化に関する一般事務・災害時等における情報通信メディアの活用に関する経費(平成23年度)		※5		1	※5	0031
(3)	電磁的記録式投票導入支援経費(平成14年度)		※5		—	※5	0032
(4)	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム運営等経費(平成16年度)		※5		—	※5	0033
(5)	自治体クラウドの取組の加速に向けた調査研究等(平成23年度)	※5	—	—	—	※5	0035
(6)	社会保障・税番号制度の導入及び利活用の検討に要する経費(個人番号カードの普及・利活用に要する経費)(平成24年度)		※5		—	※5	0036
(7)	社会保障・税に関わる番号制度に関するシステム構築等に要する経費(平成25年度)		※5		—	※5	0038
(8)	番号制度の実施に必要なシステム整備等事業(平成24年度)		※5		—	※5	0039
(9)	電子行政サービスの改善方策に関する調査研究等に要する経費(平成25年度)		※5		—	※5	0040
(10)	自治体情報セキュリティ強化対策事業(平成29年度)		※5		—	※5	0041
(11)	在外選挙人の投票環境の向上のために必要な経費		※5		—	※5	0042
(12)	マイナンバーカードを活用した消費活性化と官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築に要する経費(令和元年度)		※5		—	※5	0043
(13)	マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用に要する経費(令和2年度)		※5		—	※5	0044
(14)	マイナンバーカードを活用した住民票の写し等各種証明書のコンビニ交付促進事業(令和2年度)	※5	—	—	—	※5	0046
(15)	デジタル基盤改革支援補助金(令和2年度)	※5	—	—	—	※5	0047
(16)	マイナンバーカード所有者に係る転出証明書情報の事前通知に要する経費(令和3年度)	—	※5		—	※5	0048
(17)	自治体DXの推進体制の構築等に要する経費(令和4年度)	—	—	※5	2	※5	新 22-0002

政策の予算額・執行額 (※3)	372,353百万円 (366,315百万円)	431,001百万円 (238,163百万円)	106,687百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					デジタル社会の実現に向けた重点計画	令和3年6月18日	第2部 デジタル社会の形成に向けた基本的な施策 1. デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及 2. 徹底したUI・UXの改善と国民向けサービスの実現 (5)国の情報システムの整備・管理 4. 官民を挙げたデジタル人材の育成・確保
					デジタル・ガバメント実行計画	令和2年12月25日	5 価値を生み出すガバナンス 5.4 人材確保・育成 (2)情報システム統一研修に係る継続的な修了者の輩出と体系、実施内容等の見直し 6 行政手続のデジタル化 6.3 情報システムの整備に当たり講ずべき施策 (2)行政機関等による情報システムの共用の推進 8 行政サービス連携の推進 8.2 申請受付システム等の一元化に向けたe-Govの継続的改善 9 業務におけるデジタル技術の活用 9.3 電子的な公文書管理等
					世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	令和2年7月17日	第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言 1. 新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現 7 社会基盤の整備 (1)デジタル・ガバメント ③ 地方公共団体のデジタル化
					経済財政運営と改革の基本方針2020	令和2年7月17日	第3章「新たな日常」の実現 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタルニューディール) (1)次世代型行政サービスの強力な推進—デジタル・ガバメントの断行 ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速
					新経済・財政再生計画改革工程表2019	令和元年12月19日	5. 次世代型行政サービスの早期実現 5-3 地方自治体のデジタル化・クラウド化の展開 10 自治体におけるクラウド活用の推進
					経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年6月21日	第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり 1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化 (1)Society 5.0の実現 ⑤ スマート公共サービス (i)マイナンバーカードを活用した新たな国民生活・経済政策インフラの構築 Society 5.0社会の国民共有の基盤として、個人情報保護を徹底しつつ、マイナンバーカードの利活用を一層深化させる観点から、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととし、マイナンバーカードの本人確認機能を活用したクラウドサービスを発展的に利活用する。 具体的には、厳格な本人確認を行った利用者IDを格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイントをキャッシュレスで購入できるようにするほか、将来的には、民間の各種ポイントとの交換も検討する。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポート等に自治体ポイントを使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。 あわせて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金など各種の現金給付をポイントで行うことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能にするとともに、不正受給の防止、事務コストの削減など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。 消費税率引き上げの際の消費平準化対策として、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの発行準備を進めた上で、上記のような視点に立ち、対策実施後の将来的な拡張性や互換性も担保したナショナルシステムとしての基盤を目指し、官民でのタスクフォースを立ち上げるなど、対策の進捗を踏まえて、具体的な在り方について検討を行う。

				<p>安心と成長の未来を拓く総合経済対策</p>	<p>令和元年12月5日</p>	<p>Ⅲ. 未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上 5. 切れ目のない個人消費の下支え GDPの6割弱を占める個人消費は、民需を中心とした持続的な経済成長の要であり、本経済対策の実行を通じて生産性向上に向けた取組を加速することにより、企業や家計の成長期待を喚起し、賃金の継続的な拡大につなげていくことが重要である。これに加えて、本年10月の消費税率引上げへの対応として実施しているキャッシュレス・ポイント還元を来年6月末まで着実に実施する。さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を経た来年9月から令和3年3月末までの期間、マイナンバーカードを活用した消費活性化策(マイナポイントの付与、2万円の前払い等に対し 5,000 ポイントの付与)を実施し、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ、個人消費を切れ目なく下支えする。その際、ポイント付与に必要な手続についての支援や、中小・小規模店舗へのキャッシュレス対応端末の導入促進、端末操作に係るきめ細かい支援を行う。また、マイナンバー制度への正しい理解やマイナンバーカードの早期取得を促すとともに、地方公共団体等において、マイナンバーカードの発行・交付体制の整備を促進する。このほか、経済の好循環の実現に向け、安定的な資産形成と成長資金の供給拡大の推進に取り組む</p>
--	--	--	--	--------------------------	------------------	---

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。令和2年度及び令和3年度は、旧政策名「電子政府・電子自治体の推進」に対応する予算額及び執行額を記載している。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「ー」となることがある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyou4.html)を参照